

食品監視安全課

公衆衛生獣医師が  
検査した食肉を、世界へ。

政府が一体となって進めている、日本が誇る高品質の農林水産物・食品の輸出拡大に、安全性確保の観点から取り組んでいます。厚生労働省では、自治体の公衆衛生獣医師が厳格に検査している食肉と、輸出先国政府から厚生労働省による衛生管理を求められた水産物を担当しており、事業者・自治体・農林水産省等の関係者と連携・協力しながら、輸出が増え、滞ることのないよう日々対応しています。輸出は手続に関する議論も重要ですが、獣医師として、科学的根拠に基づく合理的な判断・主張をすることを心がけています。輸出先国政府の査察官をお迎えし、日本の衛生管理体制について理解を深めてもらうということも重要な業務のひとつであり、国際的な感覚も求められます。



健康・生活衛生局  
食品監視安全課  
輸出先国規制対策室長

小西 豊  
KONISHI Yutaka

経歴

平成15年入省。入省2年目に米国でのBSE発生に係る対応を経験。本省では主に食品監視安全課で食肉の国内監視、輸出入の安全確保対策を担当。農林水産省、環境省、在カナダ日本大使館への出向等を経て令和5年より現職。

■ 印象に残っている仕事・人・できごと

国内の食肉衛生を担当していた時に、「野生鳥獣内の衛生管理に関する指針」の策定に関与できたことが印象に残っています。野生鳥獣による農作物被害が深刻化し、駆除後の有効活用が叫ばれる中で、ガイドラインの策定は急務でした。検討会を立ち上げ、様々な分野の方からいただいたご意見を取りまとめる作業は困難を極めました。完成したガイドラインは、改良を重ね今も活用されています。

食品監視安全課

食の安全を守り、  
国民の健康を保護する

食品監視安全課は、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導、食品衛生に関する取締り等の食品監視行政を担当しています。厚生労働省は食品に関するリスク管理を行う政府機関であり、取締りだけではなく、広域的な食中毒事案においては早期の情報の取りまとめ及び関係都道府県等への情報提供といった調整のほか、行政と消費者、食品事業者などの関係者が相互に情報の共有や意見の交換を行うリスクコミュニケーションも行っています。とくに食肉や乳等の安全に関わる業務において獣医系技官が活躍しています。と畜場や食鳥処理場における衛生管理の向上や、食肉に起因する食中毒を防止するための施策について取り組んでいます。



健康・生活衛生局  
食品監視安全課 課長補佐

蟹江 亜希子  
KANIE Akiko

経歴

平成13年入省。横浜検疫所にて1年弱配属後、監視安全課にて国内及び輸入牛のBSE対策等に携わり獣医衛生を担当。その後、東京検疫所で15年、横浜検疫所で3年と長期にわたり輸入食品監視や相談業務に携わり、令和4年より現職。

■ 印象に残っている仕事・人・できごと

国内でBSEが発生したため全頭検査を実施し、スクリーニング検査陽性牛が確認されるたび専門家会議を開催し、その後に米国でのBSE発生を受けて対策を講じ、毎日がお祭り騒ぎのように忙しかった当時を今では懐かしく思い出されます。国の大事件に関わることができたことを誇りに思います。

## 感染症対策課

### ワンヘルス・アプローチによる 感染症対策の実践に向けて

COVID-19の流行もふまえ、改めて動物由来感染症への対策の重要性が指摘されています。近年は、国際的な人や動物の往来、気候変動による野生動物やベクターの生息域の変化などにより、世界の様々な地域で新興感染症の報告が増加しており、その多くは動物由来感染症とされています。感染症対策課では、国内外で報告される様々な感染症について、国立感染症研究所のほか農林水産省、環境省などの関係省庁、自治体と連携して、積極的な情報収集を行うとともに、国内発生時の対応を行っています。また、動物由来感染症対策では人・動物・環境の関係者による分野横断的な対応が重要であり、自治体等におけるワンヘルス・アプローチの取組を推進するための支援を行っています。



健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課 係長

川村 卓史  
KAWAMURA Takashi

#### 経歴

平成30年入省。横浜検疫所食品監視課を経て、医薬・生活衛生局食品基準審査課にて乳肉水産食品を担当。その後、福岡県へ2年間出向し、食肉衛生検査所にてと畜検査業務、本庁生活衛生課にて食品衛生、食品表示業務を担当。令和4年より現職。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

海外で毎年5万人以上の方が亡くなっている狂犬病について、万が一国内で発生した際に最前線に対応する自治体担当者を対象に、検査等を含めた研修を国立感染症研究所と共催で実施しました。いつくるか分からない感染症危機への備えの重要性を改めて感じる事が出来ました。

## 国立感染症研究所

### 感染症にかかる 科学的エビデンス集積を通じ 国内の感染症コントロール

国立感染症研究所国際協力室は、内外調整業務を実施し私のポストは専ら研究職でなく厚生労働省からの出向です。公衆衛生上大きな脅威である新興・再興感染症への対応のための情報提供、研究・技術面での国際貢献、WHOや国内外の研究機関等との連携調整を行っています。2003年以降、台湾、中国、韓国、インドネシア、ベトナム、インド、モンゴル、タイ等の感染症研究機関との研究協力に関する覚書（MOC）を締結するとともに、「日中韓感染症フォーラム」他の開催、共同研究事業などを進めています。新型コロナウイルスによるパンデミックがおさまってから、オンライン会議とハイブリッド方式の会議が増加しており、従来とは異なり、フォローアップなど多岐にわたって対応しています。



国立感染症研究所  
国際協力室長

松岡 隆介  
MATSUOKA Ryusuke

#### 経歴

平成元年入省。門司、神戸検疫所等で検疫、輸入食品監視担当。生活衛生局食品化学課、国立公衆衛生院研究員、官房国際課、関東信越厚生局、PMDA研究振興部、環境省動物愛護管理室、食品安全部監視安全課、内閣府食品安全委員会事務局、横浜検疫所輸入食品検査検査センター審査指導課長など。令和2年より現職。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

HACCPシステムの導入期に海外情報の収集や自治体職員の方々との議論や、動物愛護行政ペットフードの法律ができるプロセス、大規模な食中毒への対応などを経験したことは感慨深く思います。中堅クラスの際に人事院の在外研究員制度を通じて米国のFDA（食品医薬品庁）やCFSAN（食品安全・応用栄養センター）に研修に出たことが今の業務にも役立っています。

## 厚生科学課

### 科学的根拠に基づいた行政政策を目指して

厚生労働省では、国民生活に深くかかわる保健、医療、福祉、労働分野の課題に対し、科学的根拠に基づいた行政政策を行うため、研究活動を推進しています。厚生労働科学研究における研究分野は、行政政策研究、疾病・障害対策研究、健康安全確保総合研究といった多岐にわたり、厚生科学課ではこれらの研究の総括を行っています。競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、毎年度厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っており、研究成果は、安全・安心な国民生活の実現のために生かされています。



大臣官房 厚生科学課  
健康危険情報分析官

五十嵐 明夏  
IGARASHI Haruka

#### 経歴

平成26年入省。東京検疫所、厚生労働省医薬・生活衛生局 国際食品室、食中毒被害情報管理室、輸出国規制対策室、WHO Department of Nutrition and Food Safetyへの出向を経て、令和4年8月より現職。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

厚生労働科学研究では、翌年度の研究実施の骨子となる研究事業実施方針を、毎年、事業毎に作成します。内容は、目的、これまでの研究成果、政策等への活用や実用化に向けた取組、優先的に推進する研究課題等をまとめたものであり、そのとりまとめの過程で省内の研究を包括的に知り得ることとは、厚生科学課の業務の面白さのひとつです。

## 食品基準審査課

### 食品用の器具・容器包装のポジティブリスト制度

食品衛生法では、食品、添加物以外に、食品用の器具・容器包装、乳幼児用のおもちゃ、洗浄剤についても規制対象としています。食品基準審査課では、食品のうち、乳、乳製品、畜産物、水産物の担当ライン、器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤の担当ラインの2つのラインを担当しております。現在は、平成30年の食品衛生法改正で新たに導入されたポジティブリスト制度（安全性を評価した物質のみを器具・容器包装の原材料として使用可能とする仕組）に関することが主な業務となっております。新たな制度を円滑に運用するためには、日頃より、関係業界団体の方々や専門家と意見交換を行い、一つ一つの施策に対して影響の大きさを探りながら進めております。



健康・生活衛生局  
食品基準審査課 課長補佐

今西 保  
IMANISHI Tamotsu

#### 経歴

平成16年入省。基準審査課（現食品基準審査課）で農薬等のポジティブリスト等を担当。その後、監視安全課乳肉安全係を経て、内閣府食品安全委員会事務局評価第2課を担当。令和2年より現職。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

監視安全課乳肉安全係の時、平成25年のBSE対策の見直しでは、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、米国産牛肉の輸入できる対象を20か月齢以下から30か月齢以下に引き上げを行いました。この見直し以降、米国産牛肉の輸入が増え、多くの店で米国産牛肉を見ることがになりました。



## 地方厚生局

### 輸出食品衛生を最前線で支える 地方厚生局の獣医系技官

私が地方厚生局で行っている業務は、牛肉、豚肉、食鳥肉、ハム、ソーセージなどの食肉製品、卵焼きなどの卵製品などの畜産物等の輸出認定施設の指導及び監督です。

アメリカ、EU等に畜産物等を輸出できる施設は、日本と輸出先国が協議をして定めた衛生管理基準等を満たしていると認定された施設のみで、地方厚生局はこの認定を受けた施設に対し、月に1回以上又は年に1回以上の査察を実施しています。査察では、輸出相手国が定めた衛生管理基準を遵守しているか、動物福祉に配慮しているか、残留物質モニタリングや微生物検査は適切に行っているかなどを確認しています。

九州は日本有数の畜産エリアであり、輸出食肉認定施設の多くが集中しているため、毎月の10日ほどは出張となります。

九州厚生局 健康福祉部食品衛生課

岡田 華恵

OKADA Hanae

#### 経歴

平成25年入省。東京検疫所食品監視課、健康局結核感染症課動物由来感染症指導係、医薬・生活衛生局食品監視安全課水産安全係を経験して、令和3年から現職。これまでに、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課に出向も経験。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

輸出認定施設に対し、外国政府による査察も定期的に行われています。地方厚生局も外国政府から査察を受ける立場ですが、円滑な査察となるよう本省や関係自治体をつなぎサポートする重要な役割を担っていると感じました。

## 検疫所

### 輸入食品の監視と外航船舶、 航空機の検疫で国民の健康を守る

#### 輸入食品監視業務

食品衛生法に基づき、販売等を目的として輸入する食品、添加物等については、全て届出がされます。届出について、日本の基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて検査を行っています。

#### 検疫衛生業務

国内に常在しない感染症が海外から侵入することを防止するため、海外から来航する船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して検疫を行い、必要に応じて病原体の検査を行い、患者を発見した場合には、隔離、消毒等の措置を講じています。

#### 試験検査業務

輸入食品では、微生物検査と理化学検査があり、それぞれ病原微生物等の検査と残留農薬等の検査を実施しています。検疫検査では、体温測定や、PCR等による遺伝子検査を行います。



東京検疫所 企画調整官

仲庭 裕司

NAKANIWA Hiroshi

#### 経歴

昭和63年入省。大阪、神戸等の検疫所で勤務した後、厚生労働省本省、地方厚生局、文部科学省、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター等で勤務。食品安全分野のJICA専門家としてベトナムに3年間派遣。令和3年より現職。

#### ■ 印象に残っている仕事・人・できごと

新型コロナウイルス感染症発生時、特に横浜港にダイヤモンドプリンセス号が入港し検疫を行った際に、横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター勤務であり、PCR検査を一から立ち上げること、及びその後効率的に実施するための、人員・機材の配置に奔走しました。